

徳島県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
4	三加茂東祖	三好郡東みよし町加茂三 二二三番一地从先から 同 三	旧	四・二了五・四	九四・一
4	谷山	同	新	四・四了六・二	九四・一